

作成日 2007/10/11

改訂日 2019/05/23

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 ユニダイン TG-9011  
 製品コード UNTG9011  
 整理番号 Y961-10  
 供給者の会社名称 ダイキン工業株式会社  
 住所 大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
 担当部門 化学事業部 営業部  
 電話番号 06-6373-4345  
 FAX番号 06-6373-4281  
 緊急連絡電話番号 06-6349-7521

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類 GHS分類に該当するデータは得られていない。  
 重要な徴候及び想定される非常事態の概要 本製品を加熱すると熱分解生成物を発生し、これらを吸入すると、目、鼻、及び肺に刺激を生ずることがある。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
フッ素系ポリマー	15%~25%	省略	登録済み	登録済み	非公開
イソプロピルアルコール	5%未満	CH <sub>3</sub> CH(OH)CH <sub>3</sub>	(2)-207	公表	67-63-0
酢酸	5%未満	CH <sub>3</sub> COOH	(2)-688	公表	64-19-7
ポリエチレングリコール	1%~10%	-[CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> O] <sub>n</sub> -	(7)-129	公表	25322-68-3
水	70%~80%	H <sub>2</sub> O	なし	整理番号なし	7732-18-5
その他	5%未満				

分類に寄与する不純物及び安 情報なし

定化添加物

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、  
 施行令第18条の2第1号、  
 第2号別表第9）

プロピルアルコール（法令指定番号：494）  
 （5%未満）

## 4. 応急措置

**吸入した場合** 本製品の加熱又は燃焼によって生じるフェームを吸入した場合は新鮮な空気の場所に移す。  
 必要に応じて医師の処置を受ける。

**皮膚に付着した場合** 多量の水と石鹸で洗うこと。  
 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 必要に応じて医師の処置を受ける。

**眼に入った場合** 直ちに清浄な水で15分間以上洗眼する。  
 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 必要に応じて医師の処置を受ける。

**飲み込んだ場合** 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 必要に応じて医師の処置を受ける。

## 5. 火災時の措置

消火剤	周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
消火を行う者の保護	消火は風上から行い、蒸気、煙の吸入を避ける。 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	関係者以外は近づけない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 風上に留まる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い場所は禁煙とする。製品が付着した煙草の喫煙により分解ガスを吸入する恐れがあるので、煙草の持ち込みも禁止とする。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	局所排気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。 製品が加熱され、生ずる分解生成物中に人体が暴露される場合は有機酸性ガス用防毒マスク（場合によってはエアラインマスク）を使用する。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
眼の保護具	保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	
物理的状态	液体
形状	液体
色	淡黄色
臭い	特異臭

臭いのしきい (閾) 値	データなし
pH	3.5 ~ 6.5
融点・凝固点	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	約100℃ (水)
引火点	引火せず
蒸発速度	データなし
燃焼性 (固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重 (密度)	1.1 (25℃)
溶解度	水: 任意に分散
n-オクタノール/水分分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度 (粘性率)	データなし
動粘性率	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常温度、気圧下では安定である。 加熱または燃焼すると分解し、フッ化水素などの有毒なフェームを生じる。
危険有害反応可能性	通常条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	高温、加熱。熱源、裸火。
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	熱分解生成物として、一酸化炭素、フッ化水素を発生する可能性がある。

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口 LD50 14 (D) ラット >2000mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ラビット 刺激性なし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ラビット 軽度の刺激性あり
呼吸器感作性	皮膚感作性 マウス なし (OECD429)
皮膚感作性	皮膚感作性 マウス なし (OECD429)
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	データなし
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	データなし
吸引性呼吸器有害性	データなし
その他	変異原性 (AMES) 陰性

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 (急性)	LC50 (96h) 12000mg/l (魚)
水生環境有害性 (長期間)	データなし
生態毒性	情報なし
残留性・分解性	OECD302B Inherent Biodegradability 100% (28days, DOC analysis) OECD 209 Activated Sludge, Respiration Inhibition EC50 > 300mg/L
オゾン層への有害性	データなし

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。  
 汚染容器及び包装 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 1 4. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報 該当しない  
 Marine Pollutant Not applicable  
 Transport in bulk Not applicable  
 according to MARPOL  
 73/78, Annex II, and the  
 IBC code

航空規制情報 該当しない

### 国内規制

陸上規制 該当しない  
 海上規制情報 該当しない  
 海洋汚染物質 非該当  
 MARPOL 73/78 附属書II 及  
 びIBC コードによるばら積

み輸送される液体物質 該当しない  
 航空規制情報 該当しない

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないよう  
 に積み込み、荷崩れ防止措置を確実にを行う。

緊急時応急措置指針番号 なし

## 1 5. 適用法令

化審法 優先評価化学物質（法第2条第5項）  
 労働安全衛生法 作業環境評価基準（法第65条の2第1項）  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18  
 条の2第1号、第2号別表第9）  
 水質汚濁防止法 有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）  
 消防法 非危険物  
 大気汚染防止法 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）  
 海洋汚染防止法 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）  
 外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令別表第1の16の項  
 特定有害廃棄物輸出入規制法（特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令  
 バーゼル法）第12号）  
 水道法 有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）

## 1 6. その他の情報

その他 当製品は、工業用途として開発されたもので、それ以外の使用について、  
 その安全性を保証するものではありません。本製品を医療用途、食品用  
 途などにお使いの場合は弊社まで事前にご連絡ください。このSDSは、  
 一般的な取扱いを前提に作成したものです。取り扱う際は、ここに記載  
 されている内容を参考にし、十分注意して取り扱ってください。また、  
 記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の情報は保証値ではあり  
 ません。危険有害性情報は、全ての情報を網羅しているわけではありません。  
 また、新しい知見に基づき改訂されることがあります。

変更点 「3. 組成及び成分情報」に変更があります  
 「1 1. 有害性情報」に変更があります  
 「1 2. 環境影響情報」に変更があります  
 「1 5. 適用法令」に変更があります